内外電報

英の波蘭援助方針

[illegible]

最後通牒と見做さる

英の對露態度激烈を極む

[illegible]

對英勞農政府回答

最近戰捷を講和基礎とせん意圖

[illegible]

對露最後通牒打電

[illegible]

勞働同盟戰爭拒否

[illegible]

紐育株式暴落す

[illegible]

日支提携を勸說す

[illegible]

國際聯盟と支那

委員は顧、王、陸の三氏

[illegible]

張氏雄飛の準備

滿洲統一を先決とす

[illegible]

奉天穀價厳守

[illegible]

將校增員

[illegible]

日本郵船馘首

[illegible]

舞鶴軍港擴張

[illegible]

首相山公訪問

[illegible]

教員互助共濟

[illegible]

關東酸素陶汰

[illegible]

日米問題の將來

排日の解決は難事に非ず

在米者生産高年額二億圓

在米日人代表者　池田五六

[illegible]

政界無駄話

所謂板の間談　[illegible]士談

[illegible]

殖銀株主總會

[illegible]

鮮内商況

[illegible]

陸軍服務規定改正

將校任官期日二年間縮少

兵卒進級の一大福音

[illegible]

公訴不受理問題

判決（四）

昌原事件判決書

[illegible]

萬圓位の資金を集め

[illegible]

客月京城貿易

鮮銀券發行高

[illegible]

兩會社合併紛糾

奉天證券と奉天商事

[illegible]

客月鮮内金融

閑散を極む

[illegible]

鮮銀券發行高

[illegible]

山林出水被害

[illegible]

社告

本社理事宮本信治を西鮮地方に出張せしめ候に付宜敷御願致候

京城日日新聞社

[illegible]

風塵錄

[illegible]

急告

コレラ豫防注射

京城のコレラは益々猖獗を極む慢久豫防注射を至急せられよ

内科　小兒科

池上病院

京城櫻井町一丁目三六番地　電話二二一番

賜覽

賜藍綬褒章

專賣特許

眞崎式製麵機械

眞崎工場出張所

京城水標橋

電話二七六八番

資本金四千萬圓

株式會社　朝鮮殖産銀行

頒取　有賀光豊

支店及出所

兜皮ノ強防ニハ蠅ノ驅除ガ肝要也

朝日蠅取散ガ使用

朝日はいとり紙　經便ニシテ

有効確實也

發賣元　東洋製藥株式會社

萬年筆形ナイフ現る

如何に實用的にして又永久的なるかを見よ

定價壹本壹圓五拾錢送料拾錢

發賣元　京城太平通三丁目　釜山日報京城代理部

弊商會經營京城廣州間乘合自働車は過般の大洪水にて道路破壞個所多く候爲當分間開通の見込無之候然るに各位の御不便不勘依つて當分間京城蠶島間毎日數回往復運轉仕り候に付御愛顧被下度奉願上候

大正九年八月七日

京城黃金町黃金館前

近田商會自働車部

第39호　1920. 8. 11.

三面論壇

虎疫豫防には先づ糞尿と塵芥との始末をせよ

市中到處に行列を爲し散在して居るでは無いか、糞尿桶と塵芥は卽ち蠅と黴菌の巢窟を市中到處に散在せしめて置いて、人民に清潔と各種の豫防法を强ゆるものとは本末を誤るものと云ふべしでは無いか、

吾人は再三此問題に關して當局者に警告せるも、當局者は今日に至るまで之に着手せぬ故、遂に今日の事態を來せり、吾人は市民と共に、府の當局者に對し、此の一點に關して、速に其の責を負ふべきを要求する。

吾人は、市中の一部より必要なり、問題の解決に當り、當局者は、此の點に關して、之に着手せざるは、吾人は、市民と共に、

判官照手姫

（三十九）　畑亭楼山口演

演藝案内

喜樂館

人間タンク　全五幕
黒髪　全六幕
女一代　全五幕
神稲水滸傳　全八幕

ナムバーワン　全三幕

大正館

人形使ふ人　全八幕
戸田新八郎　全五幕

銀金

地金商
徳力本店
出張所
京城明治町二丁目九番地
電話一五七二番

秋種

京城勸農園
營業案内進呈

現物問屋
白井商會
白井友之助

りん病
根治ノ妙藥
京城日出町一五一六番
電話四一五一八六番

京城南大門通
松原筆藏商店

京城大町一丁目
國公債鐵鋼鮮支社

京城本町二丁目
名物
天扶羅
松金

京城本町二丁目五十二番地
旭鮮堂

京城本町二丁目五一
和光堂京城支店

京城太平通二丁目
釜山日報代理部

京城南大門通
和智商會運送部
和智虎太

京城本町二丁目
平田屋呉服京染店
平田屋分工場

京城北米倉町七〇番地
西洋洗濯所

京城大平通二丁目
釜山日報代理部

京城太平通二丁目
大陸出版社
釜山日報代理部

京城本町二丁目
高級補血強壯劑
PFERMIN
ペルミン
登録元
朝鮮各中等學校所定教科書採用

ルーロカノン
最新藥
アセモ
タダレ

京城府鶴山通一丁目
和智商會運送部
和智虎太

京城南大門通
松原筆藏商店

京城大町一丁目
國公債鐵鋼鮮支社

京城府鶴山通一丁目
平田屋呉服京染店
平田屋分工場

京城太平通二丁目
釜山日報代理部

京城太平通二丁目
大陸出版社
釜山日報代理部

京城本町二丁目五一
和光堂京城支店

朝鮮日報 大正九年八月十二日

殖民地概說（三）

第三章 殖民地の統治機關

第三節 各殖民地に於ける統治機關

（一）總督

（二）總督府

（三）中央官廳

（四）地方行政官廳

（五）警察官廳

（六）司法官廳

（七）其の他の官廳

（八）總督の權限

（一）總督は其の管轄する殖民地の最高の行政官にして其の權限は法令の範圍内に於て其の殖民地の一切の事務を統理し其の殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（二）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（三）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（四）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（五）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（六）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（七）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

（八）總督は其の管轄する殖民地の一切の官吏を指揮監督し又は其の殖民地の一切の官吏を任免する權を有す。

黃砂を敷

水商傳流

假泊し

首動者て

枯骨を

焦土と

支那の政局

張曾二巨頭の解剖

松山常次郎君と渡邊定次郎君

ヒマラヤ山人

尼港慘虐の跡（上）

聲援を與へた跡

慘事を

逆流（十）

森歌波 創作

福壽洋行
京城府漢江通
電話六四六番

京城材木商組合
（順序不同）
三井物產株式會社
東亞商工株式會社
大連木材株式會社
朝鮮材木株式會社
大二商會
丸一材木店
木材商會
永田材木店
竹村材木店
金正材木店
磯貝材木店
北方材木店
小森材木店
滑水材木店
三幸洋行
熊野商會
石崎商店
柏木材木店
山本材木店
須川材木店
大谷材木店
平井材木店
淺見材木店